

吸収合併に係る事後開示書面
(吸収合併消滅会社 有限会社仁生堂)

2022年10月4日

日本調剤株式会社
代表取締役社長 三津原 庸介



当社は、有限会社仁生堂を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2022年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 差止請求
吸収合併消滅会社である有限会社仁生堂は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

 - (2) 反対株主の買取請求
当社は、吸収合併消滅会社である有限会社仁生堂の特別支配会社であったため、反対株主の買取請求は適用されません。

 - (3) 新株予約権買取請求
吸収合併消滅会社である有限会社仁生堂は、新株予約権を発行しておりません。

 - (4) 債権者の異議
吸収合併消滅会社である有限会社仁生堂に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、同社は2022年8月23日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 差止請求
当社は本合併を簡易手続きで行ったため、差止請求は適用されません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2022年8月23日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である2022年10月1日付で、吸収合併消滅会社である有限会社仁生堂からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社である有限会社仁生堂が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更登記の日

2022年10月4日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2022年8月23日

(吸収合併消滅会社)

有限会社仁生堂

代表取締役社長 三津原 庸介

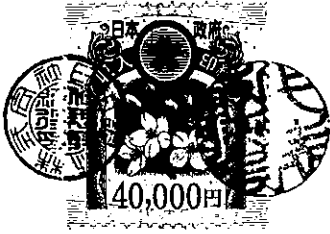


当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約
別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項
吸収合併存続会社である日本調剤株式会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告書、監査報告書及び会計監査報告書を含む）は別紙2のとおりです。
なお、当社及び日本調剤株式会社ともに、最終事業年度末日後において重要な後発事象は生じておりません。
6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項
当社及び吸収合併存続会社である日本調剤株式会社の財務状況から勘案して、合併後の債務の履行に支障はないものと見込んでおります。
7. 事前開示開始日以降において上記各事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の事項を開示いたします。

以上



吸収合併契約書

日本調剤株式会社（以下、「甲」という。）と有限会社仁生堂（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併当事者の商号及び住所）

本契約当事者の商号及び住所は、末尾記載のとおりである。

第2条（合併の方式）

1. 甲と乙とは、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併するものとする。
2. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第3条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は2022年10月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第5条（資本金及び準備金の額）

甲は、合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

第6条（権利義務の承継）

乙は、2022年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。また、乙は、2022年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（従業員の引継ぎ）

1. 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

2. 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

第9条（解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2022年8月22日

（住所）東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
甲 （商号）日本調剤株式会社
代表取締役社長 三津原 庸介



（住所）東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
乙 （商号）有限会社仁生堂
代表取締役社長 三津原 庸介



(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響による緊急事態宣言の再発出やまん延防止等重点措置の再適用により、社会経済活動が制限されるなどの厳しい状況が継続している中、国際情勢が緊迫化するなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループでは、引き続き地域医療を担う医療機関として果たすべき使命を強く認識しながら、薬局各店舗における感染防止対策を徹底しつつ、良質な医療の提供に努めてまいりました。また同時に全社を挙げたコスト抑制にも継続して取り組んでおります。

この度、当社グループは、創業からの企業理念である「真の医薬分業の実現」の精神は継承したまま、時代の変化に合わせて当社グループの果たすべき責任を定義し直し、社会の持続可能性を追求していくため、新たにグループ理念を策定いたしました。私たちの使命を「すべての人の『生きる』に向き合う」と定めるとともに、2030年に向けたグループの目指す姿を「誰もが一番に相談したくなるヘルスケアグループへ」といたしました。当社グループはこのグループ理念のもと、医療を軸とした事業アプローチによる社会課題解決を通じて、すべての人の「生きる」に貢献してまいります。

さらに、2022年4月よりプライム市場へ移行することを見据えて、経営の意思決定機能・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行権限と執行責任の一層の明確化を図り、意思決定の迅速化、経営の機動性を高めること、及びコーポレートガバナンスの強化を図り、経営環境の変化に柔軟に対応し、企業価値を向上させることを目的に執行役員制度を導入いたしました。加えて、当社グループは、会社を支える「人(human)＝社員」こそ、大切な経営資源と捉え、「社員が安全に、健康な状態でいきいきと働くことができる職場づくり」を重要な経営のテーマと考え、2021年9月に健康経営宣言を行い、代表取締役社長を最高健康経営責任者とする健康経営推進体制のもと健康経営の強化を推し進めてまいりました。今回これらの取り組みが評価され、2022年3月に経済産業省が定める健康経営優良法人認定制度に基づき、「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)」に認定されました。

調剤薬局事業においては、2022年3月1日に日本調剤 オンライン薬局サービス[NiCOMS]の公式サイトをオープンしました。オンライン上でも患者さまとあたたかなコミュニケーションをとることをコンセプトとして、オレンジ色を基調とした

「NICOMS」のロゴを制定し、「NICOMS」内の予約画面や通話画面のカラーデザインも一新いたしました。患者さまの薬物治療に寄り添う身近なコミュニケーション機能としてご利用いただけるとともに、2022年4月より導入されたリフィル処方箋や、本格運用の開始が見込まれる電子処方箋にも対応すべく、今後も一層使いやすいサービスを目指していく予定です。

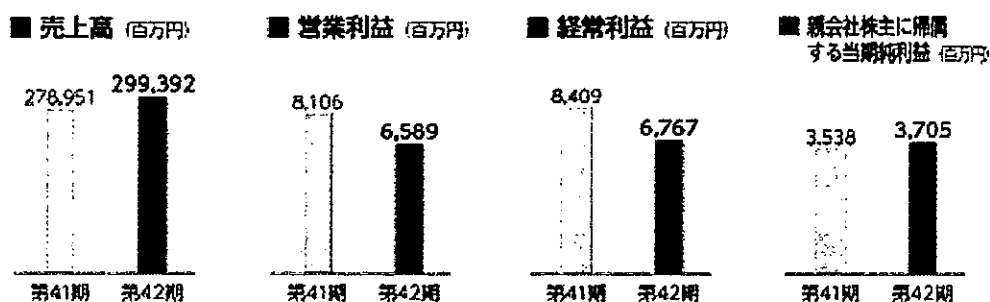
また、2014年に自社開発し、全国の日本調剤グループの薬局でご利用いただける電子お薬手帳「お薬手帳プラス」の登録会員数は、2022年2月に100万人を突破いたしました。お薬手帳としての機能はもちろん、健康をサポートする様々な機能を搭載しており、処方箋送信機能を使った薬局の待ち時間の短縮や、「つながる」機能による薬局薬剤師とのお薬に関する相談など、新型コロナウイルス感染症の影響下においても多くの患者さまにご活用いただいております。

医薬品製造販売事業においては、電力・ガス・水などの使用削減、効率的な使用を通じて、環境保全に配慮した ESG経営を推進している当社グループの一員として、日本ジェネリック株式会社においてカーボンニュートラル（CN）都市ガスの導入とカーボンニュートラルLNGバイヤーズアライアンスへの加盟を行いました。東京ガスが供給するCN都市ガスの導入は、ジェネリック医薬品業界では初となり、3事業所合計で年間約4,000トンのCO2削減効果が見込まれます。

医療従事者派遣・紹介事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、薬剤師派遣・紹介の需要減少が継続する中、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務を含む医師紹介の実績が拡大しました。また、2022年3月31日には、厚生労働省が推奨する「優良派遣事業者認定制度」の更新認定を受けております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高299,392百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益6,589百万円（同18.7%減）、経常利益6,767百万円（同19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,705百万円（同4.7%増）となりました。

引き続き当社グループは、患者さま・お客さまに安心してご利用いただくため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全力で取り組み、良質な医療の提供を継続してまいります。



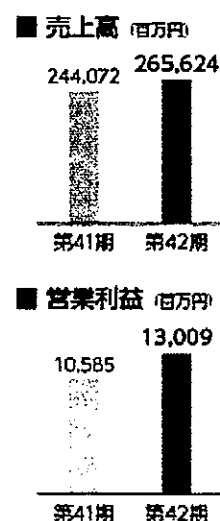
〔各事業のセグメント別概況〕

・調剤薬局事業

当連結会計年度の売上高は265,624百万円（前年同期比8.8%増）、営業利益は13,009百万円（同22.9%増）となりました。

3月末時点での総店舗数は、同期間に40店舗の新規出店、13店舗の閉店を行った結果、計697店舗（物販店舗1店舗を含む）となりました。

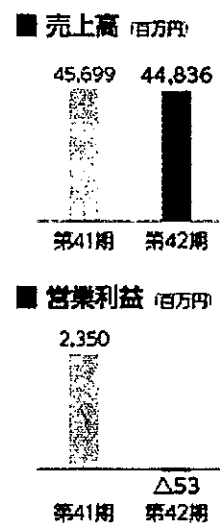
売上高及び営業利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているものの、前年度の出店効果及び処方箋枚数の増加等により増収増益となりました。なお、国が2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることを目標として掲げているジェネリック医薬品の数量ベース使用割合は、当社グループでは3月末時点で全ての都道府県において80%を達成しており、全社平均では89.3%に達しております。また、在宅医療実施店舗の割合は93.1%（年間12件以上実施の店舗割合）と順調に推移しております。



・医薬品製造販売事業

当連結会計年度の売上高は44,836百万円（前年同期比1.9%減）、営業損失は53百万円（前年同期は2,350百万円の利益）となりました。

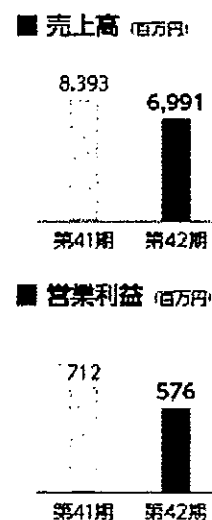
売上高につきましては、2019年以降の新規薬価収載品の販売が好調であった一方、2021年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があったこと等により減収となりました。営業利益につきましては、コスト削減の取り組みに加え、収益性を重視した販売方針、及び新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大は継続しているものの、長生堂製薬における品質問題を原因とする不良資産処理による一時的な損失を計上したこと等により減益となりました。なお、長生堂製薬における業務改善の進捗につきましては、公表している改善計画に基づき順調に改善を進めている状況です。出荷調整品目につきましても、販売再開に向けて取り組みを進めております。なお、当連結会計年度末での販売品目数は、新規薬価収載品15品目を発売したことなどにより642品目（一般用医薬品2品目を含む）となりました。



・医療従事者派遣・紹介事業

当連結会計年度の売上高は6,991百万円（前年同期比16.7%減）、営業利益は576百万円（同19.1%減）となりました。

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により薬剤師派遣の需要が減少し減収となりました。営業利益につきましては、薬剤師派遣・紹介が縮小した影響等により減益となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務を含む医師紹介の実績が拡大傾向にあります。



② 資金調達の状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において10,900百万円の借入を実施しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、8,362百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年4月1日に株式会社新栄メディカル、7月1日に株式会社薬栄ほか有限会社2社、10月1日に有限会社ハート調剤薬局、2022年1月1日に有限会社ヤジマメディカルブレンほか有限会社1社を当社に吸収合併しております。前述の7社は全て、当社の100%子会社であります。

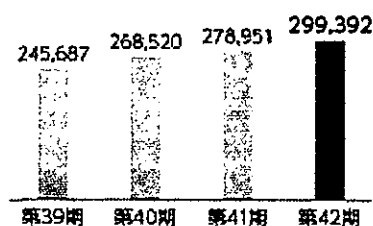
また、株式会社メディカルリソースは、2022年2月1日に株式会社WORKERS DOCTORSを吸収合併しております。同社は、株式会社メディカルリソースの100%子会社であります。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 当社は、当連結会計年度に有限会社2社の株式を取得し、子会社といたしました。

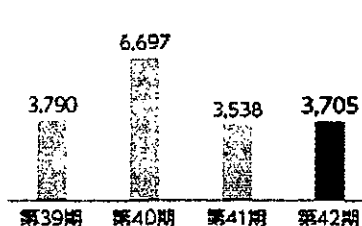
(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2019年3月期)	第 40 期 (2020年3月期)	第 41 期 (2021年3月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	245,687	268,520	278,951	299,392
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,790	6,697	3,538	3,705
1株当たり当期純利益 (円)	121.74	223.33	118.01	123.56
総資産 (百万円)	178,677	185,551	186,262	178,753
純資産 (百万円)	41,073	47,072	49,868	52,876
1株当たり純資産額 (円)	1,369.52	1,569.77	1,663.01	1,763.34

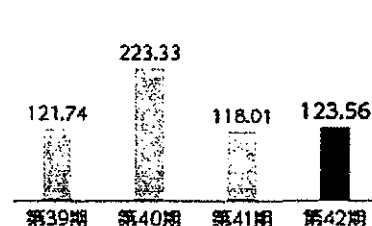
■ 売上高 (百万円)



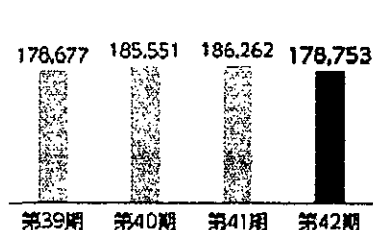
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



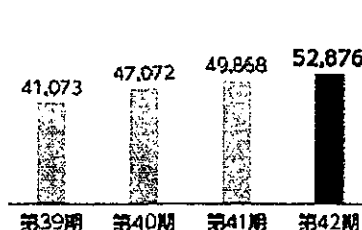
■ 1株当たり当期純利益 (円)



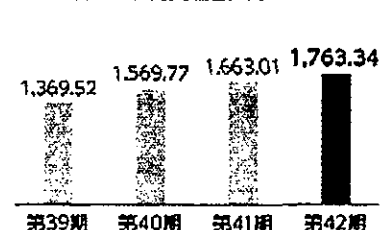
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第39期の期首に行われたと仮定して算定しております。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第39期

調剤薬局事業は、32店舗を新規出店いたしました。自力出店を中心とした出店戦略の成果などにより増収となりました。他方営業利益は調剤報酬及び薬価の改定の影響により8,707百万円と大幅な減益となりました。医薬品製造販売事業は、調剤薬局事業の業容拡大に伴う内部売上高の増加などにより増収となりました。利益面についても、償却負担増加を販売戦略効果などで補填し1,885百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、紹介事業伸展などにより増収を果たしましたが、医師紹介事業拡大に向けた先行投資負担が大きく、1,478百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,790百万円となり、前期比37.9%の減益となりました。

第40期

調剤薬局事業は、65店舗を新規出店いたしました。高額な医薬品の処方増加やかかりつけ薬剤師・薬局への取り組みなどにより増収となりました。また営業利益は増収による増益効果などにより9,785百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、新製品の好調な販売などにより増収となったものの、薬価改定の影響などにより営業利益は1,301百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、派遣需要の減少などにより減収となったものの、収益性の高い紹介事業が拡大したことなどにより営業利益は1,851百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は6,697百万円となり、前期比76.7%の増益となりました。

第41期

調剤薬局事業は、29店舗を新規出店いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による処方箋枚数の減少が継続したものの、前年度の出店効果や長期処方の増加による処方箋単価の上昇、並びに全社を挙げた継続的なコスト削減施策の実施により増収、営業利益は10,585百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、2020年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があった一方、2019年12月、2020年6月及び2020年12月の新規薬価収載品の好調な販売等により増収となりました。営業利益は、新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大に伴う利益率の改善等により、2,350百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による一層の派遣抑制が継続したことにより減収となりました。営業利益につきましては、薬剤師派遣事業における減収の影響が大きく712百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,538百万円となり、前期比47.2%の減益となりました。

第42期

当連結会計年度につきましては、「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルリソース	93百万円	100%	医療従事者派遣・紹介事業
日本ジェネリック株式会社	1,255百万円	100%	医薬品製造販売事業
株式会社日本医薬総合研究所	100百万円	100%	情報提供・コンサルティング事業
長生堂製薬株式会社	340百万円	(100%)	医薬品製造販売事業

(注) 議決権比率の()は、間接所有となっております。

(4) 対処すべき課題

調剤薬局を取り巻く経営環境においては、2021年8月より、患者さまが自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度が開始されました。この制度により、在宅医療や、入退院時を含め他の医療機関との服薬情報の連携に対応できる「地域連携薬局」及び、がん等のより高度な薬学管理への対応や高い専門性が求められる「専門医療機関連携薬局」の認定が始まり、今後ますます患者さまのニーズに応えられる薬局づくりが求められております。また2022年4月の診療報酬改定では、医療の質と患者さまの利便性の向上を目的にオンライン診療・オンライン服薬指導のさらなる規制緩和が実施されております。

また、医薬品製造販売事業においては、2021年4月より、これまで隔年で行われていた薬価改定が毎年改定となり、薬局・医薬品業界を取り巻く経営環境はより厳しいものとなっておりますが、度重なるジェネリック医薬品メーカーによる品質問題や供給問題により、業界一体となった品質管理及び安定供給への取り組みが急務となっております。

医療従事者派遣・紹介事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により薬剤師の派遣紹介事業のマーケットが縮小するなど、大きく変わる経営環境への対応が求められております。また、近年実績を伸ばしている医師事業についても、新型コロナワクチン接種関連需要が一服する中、さらなる実績拡大に向けた取り組みが求められております。

このような経営環境のもと、当社グループでは、主力の調剤薬局事業において、国の示す薬局のあるべき姿を追求し、すでに業界に先駆けて数多くの専門医療機関連携薬局・地域連携薬局としての認定を取得しておりますが、患者さまにさらなる良質な医療サービスを提供すべく、利便性の高い薬局店舗づくりや高い専門性を有する薬剤師の育成に注力してまいります。合わせて、医療版DXにも全力で取り組み、オンライン服薬指導や電子お薬手帳「お薬手帳プラス」の利用拡大を通じて、患者さまに便利で高品質・高付加価値な医療の提供を拡大させてまいります。

また、医薬品製造販売事業につきましては、品質管理と安定供給を経営の最優先事項として、高品質なジェネリック医薬品の安定供給に全力で取り組んでまいります。また、当社グループの強みであるグループシナジーの発揮に加え、研究開発投資による新規薬価収載品を含む自社製造品目の拡大及び収益力向上にも注力してまいります。

医療従事者派遣・紹介事業につきましては、薬剤師・医師を中心とした医療従事者の紹介事業のさらなる強化を図るとともに、産業医事業を全国へと展開することで、医師事業の一層の拡大も押し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	事 業 の 内 容
調 剤 薬 局 事 業	調剤薬局の経営
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	ジェネリック医薬品の製造及び販売
医 療 従 事 者 派 遣 ・ 紹 介 事 業	薬剤師の派遣及び有料職業紹介 医師の有料職業紹介 看護師の派遣及び有料職業紹介 産業医薬務の提供
情 報 提 供 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	医薬情報の提供・研究・調査 広告媒体ビジネス 製薬企業・医療機関等へのコンサルティング

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 調剤薬局事業

日 本 調 剤 株 式 会 社		本 社 (東 京 都 千 代 田 区)	
出店地域	当社店舗数	調剤子会社店舗数	グループ店舗総数
北 海 道	47	0	47
東 北	51	0	51
関 東 甲 信 越	377	5	382
東 海	60	0	60
関 西 ・ 北 陸	82	0	82
中 国 ・ 四 国	39	0	39
九 州	36	0	36
合計	692	5	697

(注) 調剤子会社とは、合同会社水野、有限会社群大前薬局、有限会社仁生堂の3社であります。

② 医薬品製造販売事業

日 本 ジ ェ ネ リ ッ ク 株 式 会 社	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
長 生 堂 製 薬 株 式 会 社	本 社 (徳 島 県 徳 島 市)

③ 医療従事者派遣・紹介事業

株 式 会 社 メ デ ィ カ ル リ ソ ー ス	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
---------------------------	-----------------------

④ 情報提供・コンサルティング事業

株 式 会 社 日 本 医 薬 総 合 研 究 所	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
---------------------------	-----------------------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期比増減
調剤薬局事業	4,195名	307名増
医薬品製造販売事業	761名	28名増
医療従事者派遣・紹介事業	255名	19名減
全社 (共通)	341名	15名増
合計	5,552名	331名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員 (準社員、パートタイマー等) は含まれておりません。
2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。
3. 全社 (共通) の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (内薬剤師)	前期比増減 (内薬剤師)	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	4,458名 (2,951名)	424名増 (336名増)	34.8歳	7.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員 (準社員、パートタイマー等) は含まれておりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,255百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,042百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,435百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,000百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,600百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 88,384,000株
- ② 発行済株式の総数 32,048,000株 (自己株式2,061,175株を含む)
- ③ 株主数 9,558名 (うち単元株主数8,281名)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三 津 原 庸 介	6,640,000	22.14
三 津 原 博	4,800,000	16.01
株 式 会 社 三 津 原 興 産	3,600,000	12.01
有 限 会 社 マ ッ ク ス プ ラ ン ニ ン グ	2,240,000	7.47
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,554,200	5.18
日 本 調 剤 従 業 員 持 株 会	975,000	3.25
三 津 原 陽 子	800,000	2.67
姚 恵 子	538,600	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	400,000	1.33
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	176,800	0.59

(注) 持株比率は自己株式 (2,061,175株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三津原 庸介	経営全般 経営企画・DX戦略担当 日本ジェネリック(株)代表取締役社長 (株)日本医薬総合研究所代表取締役社長 長生堂製薬(株)代表取締役会長 (株)メディカルリソース取締役会長
常務取締役	深井 克彦	医療連携推進・事業開発担当
常務取締役	笠井 直人	営業統括・開発・企業情報担当
取締役	宮田 徳昭	営業推進部長 営業推進・MC面対応営業担当
取締役	小柳 利幸	薬剤本部長 薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・ 購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・ 薬剤企画・品質管理・支店管理・システム担当
取締役	小城 和紀	財務部長 経理・財務・関係会社担当 長生堂製薬(株)代表取締役社長 日本ジェネリック(株)取締役
取締役	藤本 佳久	管理本部長 総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療保 険・リスク管理・コンプライアンス統括・サステナビ リティ統括担当 CSO
取締役	増原 慶壮	FINDAT事業部長 FINDAT事業担当
取締役	恩地 祥光	(有)オズ・コーポレーション代表取締役 東京建物(株)社外取締役 UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役 相鉄ホールディングス(株)社外取締役 (株)三友システムアプレイザル社外取締役
取締役	野間 幹晴	(株)バンダイナムコホールディングス社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科教授 ナイス(株)社外監査役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ(株)社外監査役 (株)バンダイナムコエンターテインメント事業アドバイザー (株)グッドコムアセット社外取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員・常勤）	畠山 信之	日本ジェネリック(株)監査役 (株)メディカルリソース監査役 (株)日本医薬総合研究所監査役 長生堂製薬(株)監査役
取締役（監査等委員）	卜部 忠史	弁護士 明哲総合法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	東 葭 新	公認会計士・税理士 一般社団法人成蹊会幹事 ジャパン・プライベート・リート投資法人補欠監督役員 SMC(株)社外監査役 東京税理士会玉川支部幹事

- (注) 1. 取締役恩地祥光氏、野間幹晴氏、監査等委員である取締役卜部忠史氏及び東葭新氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役東葭新氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員である取締役東葭新氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために畠山信之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社、当社の子会社並びに当社及び子会社の取締役、監査役、管理職・監督者の地位にある従業員等及びその相続人等であります。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。

a.基本方針

当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（株式交付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、取締役共通の基本給テーブルで定める金額に、役位、役割に応じた役位手当、役割手当を加算して決定し、毎月一定の時期に支給する。基本給テーブルは取締役毎に設定し、毎年の評価や在任年数等に応じて、適宜、見直しを図るものとする。

c.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、役員賞与として、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式に基づき算出される金銭を、毎年、当該事業年度の定時株主総会終了後の一定の時期に支給する。

d.株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、株式交付信託制度に基づく株式等を退任後の一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位に応じて付与される年間株式交付ポイントの累計ポイント相当とする。

e.基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、役割、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

すべての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

- ・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

□. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の固定報酬総額の最高限度額については、2016年6月28日開催の第36期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内と決議しており、当該決議時の取締役の員数は11名、監査等委員である取締役は3名でした。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議しております。
- ・当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とした株式報酬のために当社が拠出する金員の上限及び取締役に付与されるポイントの上限については、2021年6月24日開催の第41期定時株主総会において、上記の固定報酬総額の最高限度額とは別枠で、連続する3事業年度ごとに8,700万円、1事業年度あたり15,000ポイント（当社株式15,000株相当）の範囲内と決議いただいております。当該決議時の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名でした。

八. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	役員賞与	退職慰労金	株式報酬 (BIP信託)	
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	289 (18)	228 (18)	45 (-)	4 (-)	11 (-)	10 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	29 (15)	29 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
計	318 (33)	258 (33)	45 (-)	4 (-)	11 (-)	13 (4)

- (注) 1. 当社は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に對し業績連動報酬として役員賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益であり、業績連動報酬の算定方法は、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式としております。当事業年度の連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益は、1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、株式報酬制度(BIP信託)を導入しておりますが、未だ信託の設定ができておりません。上記の金額については、報酬として信託に拠出する金員の予定額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役恩地祥光氏は、(有)オズ・コーポレーション代表取締役、東京建物(株)社外取締役、UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役、相鉄ホールディングス(株)社外取締役、(株)三友システムアプレイザル社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役野間幹晴氏は、(株)バンダイナムコホールディングス社外取締役、一橋大学大学院経営管理研究科教授、ナイス(株)社外監査役、ダーウィン・キャピタル・パートナーズ(株)社外監査役、(株)バンダイナムコエンターテインメント事業アドバイザー、(株)グッドコムアセット社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)ト部忠史氏は、明哲綜合法律事務所パートナーを兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)東葭新氏は、一般社団法人成蹊会監事、ジャパン・プライベート・リート投資法人補欠監督役員、SMC(株)社外監査役、東京税理士会玉川支部幹事を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

- . 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
 ・該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	恩地祥光	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席し、必要に応じ当社が期待する企業経営者としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
社外取締役	野間幹晴	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回出席し、必要に応じ当社が期待する大学院教授としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
社外取締役 (監査等委員)	卜部忠史	当事業年度開催の取締役会15回のうち、監査等委員として15回出席し、当社が期待する弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	東 新	当事業年度開催の取締役会15回のうち、監査等委員として15回出席し、当社が期待する公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、主に経理システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施する上で相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務付けられている文書、議事録、稟議書、契約書及び重要な情報の保存並びに管理に関する事項を、別途定める文書管理規程に従って管理するものとし、取締役及び内部監査部門は、業務の必要に応じこれらの書類を自由に閲覧できるものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社グループは、部門毎に個別のリスクを把握、管理し、別途定める規程、マニュアル等により、リスクの現実化を予防するとともに、リスクが現実化した場合は、担当する取締役の責任と権限において即座に対処するものとする。

②社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの各部門のリスク管理の状況を監査し、想定されたリスクに遺漏がないか、リスクの管理方法等が適切かどうかをレビューし、必要な指示を行うものとする。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めるものとする。

②当社グループは、別途定める職務権限規程によって、業務毎に決裁レベルを規定することにより、効率的に決裁が行われる体制を整備するとともに、別途定める業務分掌規程によって、部門毎に業務内容を明確に規定することにより、業務の効率性を図るものとする。

③別途定める予算管理規程によって予算管理を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、IT（情報技術）化を進めることにより、業務の効率性を図るものとする。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社グループは、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することで、取締役間相互の監視・監督機能を確保し、もって取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ②当社グループは、別途定める個別規程及びマニュアル等によって、各業務の手順や遵守すべき事項等を規定することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ③社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの使用人の法令及び定款適合性の状況を監査し、必要な指示を行うものとする。
 - ④当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進委員を配置するものとする。
 - ⑤当社グループは、当社グループの役員・従業員等が当社コンプライアンス担当部門に対して直接通報を行うことができる日本調剤ホットラインを整備するものとする。
 - ⑥当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化する。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項についての事前協議を義務づけるものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、内部監査部門を中心に人選を行い、補助使用人を置くものとする。
 - ②補助使用人の人数、職位等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが協議して決定するものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①当社が補助使用人を置いた場合、当該補助使用人の異動、懲戒及び解雇については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ②補助使用人の人事考課は、監査等委員会の評価に基づき、常勤の監査等委員が行うものとする。

- ③補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ④当社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ①当社は、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することにより、業務執行取締役が担当する業務の執行状況等が定期的に報告される体制を確保するものとする。
 - ②取締役及び使用人が、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査及び必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うものとする。
9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ①当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ②当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員に周知徹底するものとする。
11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して随時情報交換することによって、迅速かつ的確に問題点を把握し、もって監査の実効性を確保するものとする。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「コンプライアンス基本規程」「コンプライアンス推進規程」「リスク管理規程」等を整備し、社内イントラネット等を通じて当社グループ各社が遵守すべき基本事項につき周知徹底を図っています。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
- ③内部通報制度であるホットラインにつきましては、「内部通報制度運用規程」に基づき、当社グループ各社において社内外の通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、通報者に対する通報を理由とする不利益取扱い、範囲外共有及び通報者探索を禁止することで通報者の保護を図っています。
- ④災害・事故等の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を策定し、社内イントラネット等を通じて周知徹底を図っています。
- ⑤監査等委員会の職務を補助する補助使用人5名を監査等委員会の要請に基づき配置し、監査体制の強化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆さまに対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大の原資として利用することとしております。

第42期 事業報告の附属明細書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

会社役員の重要な兼職の状況の明細

事業報告11頁に記載のとおり

計 算 書 類

第 42 期

自	2021年	4月	1日
至	2022年	3月	31日

日 本 調 剤 株 式 会 社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,276	流動負債	63,952
現金及び預金	21,332	買掛金	40,976
売掛金及び契約資産	12,127	関係会社短期借入金	2,405
商品	10,876	1年内返済予定の長期借入金	11,269
関係会社短期貸付金	12,483	リース負債	145
前払費用	1,192	未払金	2,729
貸倒引当金	2,271	未払法人税等	1,208
	△7	未払法人的金	1,714
固定資産	79,809	前受り	159
有形固定資産	24,449	前受り引当金	42
建物	10,615	賞与引当金	3,159
構築物	638	役員賞与引当金	45
船舶	0	資産除去負債	4
車両運搬具	3	その他	92
工具、器具及び備品	3,163	固定負債	36,908
土地	8,126	長期借入金	32,530
リース資産	1,087	リース負債	1,121
建設仮勘定	814	退職給付引当金	1,496
無形固定資産	16,227	資産除去負債	1,374
借地権	721	その他	386
ソフトウェア	825	負債合計	100,861
その他	13,027	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,652	株主資本	39,224
投資有価証券	39,133	資本剰余金	3,953
関係会社株式	13	資本剰余金	10,926
関係会社出資金	3,558	資本準備金	4,754
長期貸付金	1,513	その他資本剰余金	6,172
関係会社長期貸付金	554	利益剰余金	27,844
関係会社長期貸付金	22,657	利益準備金	20
長期前払費用	448	その他利益剰余金	27,824
敷金及び保証金	8,712	別途積立金	130
繰延税金資産	2,570	繰越利益剰余金	27,694
貸倒引当金	235	自己株式	△3,500
	△1,130	純資産合計	39,224
資産合計	140,086	負債・純資産合計	140,086

損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		259,171
売上原価		217,577
販売費及び一般管理費		41,593
営業外収益		35,648
受取利息	112	
受取配当金	372	
受取手数料	38	
受取貸付金	479	
受取補助金	39	
受取業務委託料	217	
受取その他	69	
営業外費用	20	
支払利息	182	1,532
支払固定資産の減価償却	226	
支払利息	381	
支払固定資産の減価償却	98	
支払固定資産の減価償却	156	863
特別利益		6,614
特別損失	6	6
抱合せ株式の消滅差	883	
抱合せ株式の消滅差	669	1,552
引当金		5,068
法人税、住民税及び事業税	2,982	
法人税、住民税及び事業税	△230	2,751
当期純利益		2,316

株主資本等変動計算書
(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2021年 4月 1日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	26,127	26,277
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△749	△749
当期純利益							2,316	2,316
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,566	1,566
2022年 3月31日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	27,694	27,844

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2021年 4月 1日 残高	△3,500	37,657	37,657
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△749	△749
当期純利益		2,316	2,316
自己株式の取得	△0	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-
事業年度中の変動額合計	△0	1,566	1,566
2022年 3月31日 残高	△3,500	39,224	39,224

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② 関係会社出資金

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～47年
構築物	10年～45年
工具、器具及び備品	5年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

主要な事業である調剤薬局事業では、主として全国の調剤薬局店舗にて、顧客に対する調剤サービス（医療機関が発行した処方箋に基づく、服薬指導や医薬品の提供等）を行っており、医療機関が発行した処方箋に基づき調剤サービスを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、顧客に対して調剤サービスを完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、顧客の本人負担部分は主に店頭で支払を受け、保険適用額は概ね2ヶ月以内に支払を受けております。そのため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ―― 金利スワップ

ヘッジ対象 ―― 借入金

ヘッジ方針

内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

②控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

調剤薬局事業に係るのれん及び関係会社株式等の評価に用いる将来キャッシュ・フローの見積り

①科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
のれん	13,027
関係会社株式	955
関係会社出資金	1,513

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の連結注記表(3.会計上の見積りに関する注記)に記載している内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権債務

売掛金	6百万円
その他	159百万円
未払金	564百万円

(2) 債権流動化による売掛債権譲渡高は28,227百万円であります。なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は28,673百万円であります。

(4) 保証債務

関係会社の借入金及び割賦未払金に対し債務保証を行っております。

日本ジェネリック株式会社	6,077百万円
--------------	----------

(5) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	461百万円
構築物	45百万円
土地	1,538百万円
敷金及び保証金	94百万円
計	2,140百万円

②担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	924百万円
長期借入金	2,934百万円
計	3,859百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高

売上

66百万円

売上原価

23百万円

販売費及び一般管理費

1,428百万円

営業取引以外の取引高

529百万円

(2) 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	関東甲信越 (14店舗)	建物、構築物、土地、のれん、その他	490
店舗	関西・北陸 (2店舗)	建物、その他	41
店舗	九州 (1店舗)	建物、構築物、その他	137
合計			669

(注) 当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,061千株	0千株	一千株	2,061千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	967百万円
未払事業税	155百万円
法定福利費	150百万円
棚卸資産評価損	43百万円
資産除去債務	422百万円
減損損失	470百万円
長期前払消費税等	223百万円
退職給付引当金	458百万円
有価証券評価損	27百万円
関係会社株式・関係会社出資金	2,858百万円
貸倒引当金	348百万円
その他	1,069百万円
繰延税金資産小計	<u>7,195百万円</u>
評価性引当額	<u>△4,205百万円</u>
計	2,990百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△157百万円
その他	△263百万円
計	<u>△420百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,570百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.4%
永久に益金に算入されない項目	△2.2%
住民税均等割	4.3%
留保金課税等	4.9%
税額控除	△3.2%
のれん償却による影響	6.2%
評価性引当額の増減	△0.1%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 54.3%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物及び事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼職等	事業上 の関係				
子会社	日本ジェネリック㈱	1,255	ジェネリック医薬品の製造販売	直接 100%	役員 3名	当社 仕入先	資金の貸付(純額)(注1)	4,183	関係会社 短期貸付金 (注1)	10,933
							債務保証(注2)	6,077	関係会社 長期貸付金 (注1)	22,657
							利息の受取(注1)	109		
							関係会社株式の売却 (注3)	5,775	関係会社株式 (注3)	-
子会社	長生堂製薬㈱	340	ジェネリック医薬品の製造販売	間接 100%	役員 3名	当社 仕入先	資金の貸付(純額)(注4)	50	関係会社 短期貸付金 (注4)	1,400
						利息の受取(注4)	1			
子会社	㈱メディカルリソース	93	医療従事者派遣・紹介事業	直接 100%	役員 2名	当社 仕入先	資金の返済(純額)(注5)	296	関係会社 短期借入金 (注5)	2,405
						利息の支払(注5)	9			

(注1) 日本ジェネリック㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 日本ジェネリック㈱の借入金及び割賦未払金について保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

(注3) 2021年11月に、当社が保有しておりました長生堂製薬㈱の全ての株式を、日本ジェネリック㈱へ売却しております。

(注4) 長生堂製薬㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注5) ㈱メディカルリソースからの借入金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(注6) 上記以外に日本ジェネリック㈱に対する貸付金を対象とした貸倒引当金1,130百万円を計上していません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,308円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	77円25銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,986,825株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	29,986,857株

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

第 42 期 附属明細書

日本調剤株式会社

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期 帳 簿 価 額	当 増 加 額	期 減 少 額	当 償 却 額	期 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額
有形 固定 資産	建 物	9,297	2,574 (214)	353 (339)	903	10,615	13,781
	構 築 物	579	151 (3)	11 (11)	81	638	1,303
	船 舶	0	—	—	0	0	34
	車 両 運 搬 具	9	0 (0)	4	2	3	38
	工具、器具及び備品	2,817	1,818 (114)	8	1,464	3,163	13,010
	土 地	8,098	130 (70)	102 (40)	—	8,126	—
	リ ー ス 資 産	1,185	37	—	135	1,087	505
	建 設 仮 勘 定	920	769	875	—	814	—
	有形固定資産計	22,909	5,483 (402)	1,356 (390)	2,587	24,449	28,673
無形 固定 資産	借 地 権	650	120 (113)	—	49	721	
	ソ フ ト ウ ェ ア	767	343 (3)	0	285	825	
	の れ ん	9,041	5,665 (5,371)	279 (272)	1,400	13,027	
	そ の 他	255	1,975 (0)	579	—	1,652	
	無形固定資産計	10,715	8,105 (5,488)	859 (272)	1,735	16,227	

(注)1.「当期増加額」欄の()内は内書きで、合併による増加の計上額であります。

2.「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3.当期増加額には、2社2店舗の事業譲受による金額が次のとおり含まれております。

建物	15	百万円
工具、器具及び備品	2	百万円
のれん	294	百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金（流動）	6	7	6	7
貸倒引当金（固定）	1,130	—	—	1,130
賞与引当金	2,881	3,159	2,881	3,159
役員賞与引当金	40	45	40	45
退職給付引当金	1,244	342	90	1,496
役員退職慰労引当金	90	4	95	—

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	662	
役 員 報 酬	273	
給 与 手 当	3,567	
賞 与	558	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	546	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	45	
法 定 福 利 費	791	
退 職 給 付 費 用	129	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	4	
消 費 税 等	19,021	
賃 借 料	1,663	
管 理 諸 費	46	
旅 費 交 通 費	178	
支 払 手 数 料	1,652	
採 用 費	159	
消 耗 品 費	324	
保 守 料	659	
通 信 費	378	
租 税 公 課	675	
減 価 償 却 費	1,923	
保 険 料	87	
車 両 費	141	
交 際 費	73	
研 究 開 発 費	1,437	
そ の 他	645	
販売費及び一般管理費合計	35,648	

連 結 計 算 書 類

第 42 期

自	2021 年	4 月	1 日
至	2022 年	3 月	31 日

日 本 調 剤 株 式 会 社

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	81,651	流動負債	78,931
現金及び預金	25,543	買掛金	48,513
受取手形	27	電子記録債権	2,862
売掛金及び契約資産	20,458	短期借入金	1,000
電子記録債権	422	1年内返済予定の長期借入金	12,366
商品及び製品	23,024	リース債務	148
仕掛品	1,799	未払法人税等	1,800
材料及び貯蔵品	6,262	賞与引当金	3,861
その他	4,121	役員賞与引当金	45
貸倒引当金	△8	資産除去債務	4
固定資産	97,102	その他	8,330
有形固定資産	64,025	固定負債	46,944
建物及び構築物	29,559	長期借入金	41,531
機械装置及び運搬具	13,743	リース債務	1,127
土地	14,155	役員退職慰労引当金	71
リース資産	1,095	退職給付に係る負債	2,276
建設仮勘定	1,226	資産除去債務	1,422
その他	4,244	その他	514
無形固定資産	18,969	負債合計	125,876
のれん	15,220	(純資産の部)	
その他	3,749	株主資本	52,887
投資その他の資産	14,107	資本金	3,953
投資有価証券	16	資本剰余金	10,926
長期貸付金	554	利益剰余金	41,507
敷金及び保証金	8,797	自己株式	△3,500
繰延税金資産	3,842	その他の包括利益累計額	△10
その他	896	退職給付に係る調整累計額	△10
資産合計	178,753	純資産合計	52,876
		負債・純資産合計	178,753

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	299,392
売上原価	246,969
販売費及び一般管理費	52,422
営業外収益	45,833
受取利息	6,589
受取手数料	38
受取賃補保金の収入	511
受取補助金の収入	40
受取手数料	144
受取手数料	218
受取手数料	258
営業外費用	1,212
支払手数料	295
支払手数料	0
支払手数料	381
支払手数料	107
支払手数料	249
特別利益	1,034
固定資産売却益	6,767
役員退職慰労引当金戻入	6
受取業務分離に於ける移転利益	46
特別減災税金等法人税法当	3,909
特別減災税金等法人税法当	67
特別減災税金等法人税法当	669
特別減災税金等法人税法当	3,910
特別減災税金等法人税法当	4,580
特別減災税金等法人税法当	6,217
特別減災税金等法人税法当	2,984
特別減災税金等法人税法当	△473
特別減災税金等法人税法当	2,511
親会社株主に帰属する当期純利益	3,705
親会社株主に帰属する当期純利益	3,705

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年 4月 1日 残高	3,953	10,926	38,551	△3,500	49,931
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△749		△749
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,705		3,705
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,955	△0	2,955
2022年 3月31日 残高	3,953	10,926	41,507	△3,500	52,887

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年 4月 1日 残高	△63	△63	49,868
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△749
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,705
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	53	53	53
連結会計年度中の変動額合計	53	53	3,008
2022年 3月31日 残高	△10	△10	52,876

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 株式会社メディカルリソース
日本ジェネリック株式会社
株式会社日本医薬総合研究所
長生堂製薬株式会社
合同会社水野
有限会社群大前薬局
有限会社仁生堂
- ・連結の範囲の変更 当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました、有限会社仁生堂ほか1社は、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
また、日本調剤株式会社との合併により7社、株式会社メディカルリソースとの合併により1社が消滅しております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法による原価法を採用しております。(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

主として月別総平均法による原価法を採用しております。(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、一部の連結子会社の工場生産設備（建物附属設備及び機械装置）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	5年～15年
その他（工具、器具及び備品）	5年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社及び一部の連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

当社は金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 —— 金利スワップ

ヘッジ対象 —— 借入金

ハ. ヘッジ方針

当社は内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

二. 有効性の評価方法

当社は特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

ハ. 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

調剤薬局事業

調剤薬局事業では、主として全国の調剤薬局店舗にて、顧客に対する調剤サービス(医療機関が発行した処方箋に基づく、服薬指導や医薬品の提供等)を行っており、医療機関が発行した処方箋に基づき調剤サービスを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、顧客に対して調剤サービスを完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、顧客の本人負担部分は主に店頭で支払を受け、保険適用額は概ね2ヶ月以内に支払を受けております。そのため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

医薬品製造販売事業

医薬品製造販売事業では、ジェネリック医薬品の製造及び、顧客である医薬品卸会社及び販売会社に対する販売を行っており、製商品を引き渡すことを履行義務として識別しております。当該履行義務は顧客に対し医薬品を引き渡し、顧客が検収した時点で充足されますが、出荷時から当該医薬品の支配が顧客に移転される時までの期間が国内取引における通常の期間であるため、実務上の便法を適用し、出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、各得意先との契約に基づいて、履行義務の充足後概ね4ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

医療従事者派遣・紹介事業

医療従事者派遣・紹介事業では、当社グループ企業と契約した医療従事者（派遣スタッフ）について、顧客である医療機関（病院・薬局等）に対して派遣サービスを行う「派遣事業」及び、当社グループ企業の就職斡旋サイトに登録した就職希望者（登録スタッフ）を医療機関に対して紹介する「紹介事業」を行っております。

派遣事業については、派遣サービスの提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は、医療機関との間で締結した「労働者派遣契約」に基づき、派遣スタッフの稼働時間の実績に応じて履行義務が充足されることから、当該期間にわたって収益を認識しております。紹介事業については、紹介サービスの提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は、登録スタッフが入職した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、派遣事業及び紹介事業ともに、履行義務の充足後概ね2ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

調剤薬局事業に係るのれんの評価に用いる将来キャッシュ・フローの見積り

①科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
のれん	14,920

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結貸借対照表において、のれんを計上しておりますが、その主要な部分を調剤薬局事業に係るのれんが占めております。調剤薬局事業に係るのれんは、主に調剤薬局を営む企業の買収及び店舗の事業譲受によって生じたものであります。

固定資産の減損に係る会計基準に従って、資産の資金生成単位を主として店舗単位に設定し、減損の兆候に該当する店舗の資産については減損の認識の判定を行っておりますが、その判定に用いる店舗単位の割引前将来キャッシュ・フローの算出は、翌期予算を基礎としております。

この翌期予算のうち売上高の見積りは、人口動態や競合店の状況、調剤報酬点数の影響などを構成要素として考慮するほか、新型コロナウイルス感染症の影響について、現時点で想定し得る影響を一部織り込んだ仮定をおいて見積っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な状況の変化により見直しが必要となる場合があり、その場合には翌連結会計年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当社及び一部の連結子会社の実施した債権流動化による売掛債権譲渡高は34,402百万円
であります。

なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行
っております。

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は52,832百万円であります。

(3) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に提供している資産

建物及び構築物	4,017百万円
土地	2,215百万円
敷金及び保証金	94百万円
計	6,327百万円

②担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	1,078百万円
長期借入金	5,166百万円
計	6,244百万円

(4) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び割賦未払金

①割賦払いにより所有権が留保されている資産

建物及び構築物	42百万円
機械装置及び運搬具	1,392百万円
その他	92百万円
計	1,526百万円

②割賦未払金

流動負債（その他）	424百万円
長期割賦未払金	-百万円
計	424百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 受取保険金及び災害による損失

当社の連結子会社である日本ジェネリック株式会社の製品及び商品の保管等を委託している外部の物流センターにおいて、2021年11月に火災が発生しました。保管製品及び商品が被災したことに伴い、その損害額を災害による損失として特別損失に計上しております。また、これに伴い受領した災害保険金を、受取保険金として特別利益に計上しております。

なお、本火災による損失の内容は、次のとおりであります。

製品及び商品の滅失損失	3,910百万円
固定資産の滅失損失	0百万円
計	3,910百万円

(2) 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	関東甲信越 (14店舗)	建物及び構築物、土地、のれん、その他	490
店舗	関西・北陸 (2店舗)	建物及び構築物、その他	41
店舗	九州 (1店舗)	建物及び構築物、その他	137
合計			669

(注) 当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗・工場単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	32,048千株	－千株	－千株	32,048千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	2,061千株	0千株	－千株	2,061千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2021年6月24日開催の第41期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 12円50銭
- ・基準日 2021年 3月31日
- ・効力発生日 2021年 6月25日

ロ. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 12円50銭
- ・基準日 2021年 9月30日
- ・効力発生日 2021年12月 6日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2022年6月23日開催の第42期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 12円50銭
- ・基準日 2022年 3月31日
- ・効力発生日 2022年 6月24日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,189百万円
未払事業税	176百万円
法定福利費	184百万円
棚卸資産評価損	677百万円
資産除去債務	439百万円
減損損失	470百万円
長期前払消費税等	223百万円
退職給付に係る負債	700百万円
繰越欠損金	822百万円
有価証券評価損	23百万円
連結納税適用に伴う時価評価益	15百万円
その他	1,469百万円
繰延税金資産小計	<u>6,394百万円</u>
繰越欠損金に係る評価性引当額	△815百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,158百万円
評価性引当額小計	<u>△1,973百万円</u>
計	4,420百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△167百万円
連結納税適用に伴う時価評価損	△144百万円
その他	△266百万円
計	<u>△577百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,842百万円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	3.8%
留保金課税等	8.2%
税額控除	△10.4%
のれん償却による影響	7.1%
評価性引当額の増減	△0.7%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.4%</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物及び事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期貸付金 (※3)	633	622	△11
(2) 敷金及び保証金 (※4)	7,916	7,790	△126
資産計	8,549	8,412	△137
(1) 長期借入金 (※5)	53,897	54,082	185
(2) リース債務 (※5)	1,275	1,487	211
(3) 長期割賦未払金 (※5)	424	423	△0
負債計	55,597	55,993	396

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	16

(※3) 長期貸付金は、1年内回収予定の金額を含めております。

(※4) 敷金及び保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(※5) 長期借入金、リース債務、長期割賦未払金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

長期貸付金、敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務、長期割賦未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (百万円)			合計 (百万円)
	調剤薬局事業	医薬品製造 販売事業	医療従事者 派遣・紹介事業	
一時点で移転される財及びサービス	264,271	26,789	3,258	294,318
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	1,352	—	3,721	5,073
顧客との契約から生じる収益	265,624	26,789	6,979	299,392
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上	265,624	26,789	6,979	299,392

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (2) 会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項 八. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	20,105	19,319
契約資産	1,858	1,588

契約資産は、医薬品製造販売事業において医薬品卸会社と締結しているジェネリック医薬品の販売契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の取引に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該医薬品販売に関する対価は、医薬品卸会社との販売契約に従い、支払条件を達成した時期に請求を行い、受領しております。

②残存履行義務に配分する取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,763円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	123円56銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,986,825株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	29,986,857株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃木 秀一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 啓之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃木 秀一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 啓之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2022年5月17日

日本調剤株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 畠山 信之 ㊟

監査等委員 卜部 忠史 ㊟

監査等委員 東 葭 新 ㊟

(注) 監査等委員卜部忠史及び東葭新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上